NCRC network
子どもの権利条約 NEWS LETTER
No. 65
2002年12月20日
発行：
子どもの権利条約
ネットワーク

子ども関連TOPICS ①

国連・子どもの権利委員会への NGOレポート、いよいよ大詰めへ

平野 裕二（子どもの権利条約ネットワーク運営委員）

国連・子どもの権利委員会による日本の第２回政府報告書の審査がだんだん近づいてきました。いまのところ、2003年10月の会期前作業部会で予備審査（非公開）が、2004年１月の第35会期で本審査が行なわれる予定です（本審査の日程は変更される可能性もあります）。

10月の会期前作業部会では、NGO等から提供された情報を踏まえて事前質問事項が作成され、日本政府に送付されます。政府は、それに対する文書回答を用意して審査に臨むことが要請されます。ただし、文書回答を求められるのは、さまざまな統計情報と一般的実施措置に関わる質問に対してのみです。個別分野に関しては、委員会が取り上げようと考える論点が挙げられるだけで具体的質問は作成されず、文書回答も求められません。

いずれにせよ、委員会に効果的な審査を行なってもらうためには、NGOが日本の子どもの状況について充分な情報を提供することが不可欠です。そのため、いくつかの団体がNGOレポートの作成作業を進めています。NCRCでは、荒牧重人・平野裕二（いずれもNCRCメンバー）を事務局責任者、子どもの人権連を事務局とする「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」に参加し、とくに条約の広報や子どもの参加などの面で委員会への情報提供を行なっていくことにしています。

連絡会議は、(a)日本における子どもの権利条約の実施状況を、国連・子どもの権利委員会の勧告（1998年6月）の実施状況に重点を置きながら市民・NGOレベルで検証すること、(b)前記検証結果をもとに、第2回政府報告書の効果的審査に向けて、政府との建設的対話、NGOレポートの作成・提出を行なうこと、(c)第2回政府報告書審査をフォローアップすることの3点を目的として結成された団体です。2002年12月現在、以下のような団体が参加しています（個人参加者は略）。

ARC／アザワイズ・ジャパン／（社）アムネスティ・インターナショナル日本／FCT・市民のテレビの会／子ども情報研究センター／子どもの権利条約ネットワーク／子どもの権利条例東京市民フォーラム／子どもの人権連／在日本朝鮮人人権協会／障害児を普通学校へ・全国連絡会／全国障害学生支援センター／全日本自治団体労働組合（自治労）／多文化共生教育ネットワークかながわ／中国帰国者の会／東京シューレ／東京・生活者ネットワーク／登校拒否を考える全国ネットワーク／日本教職員組合／日本婦人会議／入管問題調査会／反差別国際運動日本委員会（IMADR－JC）／Peace CAP／RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）

NGOレポートの作成作業はいよいよ大詰めに入っていますが、まだご意見・情報等を反映させることは可能です。また、NGOレポートの提出後も随時最新情報を委員会に提出していくことは可能ですので、連絡会議に参加をご希望のかたは平野裕二（yujihirano@nifty.com／Fax.03-5281-3455）までご連絡ください。

NEWSLETTER No.65 CONTENTS

子ども関連TOPICS
①国連・子どもの権利委員会へのNGOレポートいよいよ大詰めへ ／1
②国連・子どもの権利委員会「民間セクター」の役割について議論 ／2
子どもの参加支援
・子ども参加を支援するおとなたちへ〈最終回〉 ／3
イベント報告
①モンゴルのストリートチルドレン ／4
～子どもの権利条約ネットワーク2002年度 第3回セミナー～
②チャイルドライン全国フォーラム2002から見えてきたもの ／5
③子どもの権利条約フォーラム2002 in ちば ／5
千葉発『Kid's Right's Wave!!』報告集＝速報版
お知らせ
①子どもの権利条約ネットワーク主催
ファシリテーター養成講座2003のお知らせ ／8
②子どもの権利条約ネットワーク・メールニュース創刊 ／8

国連・子どもの権利委員会 「民間セクター」の役割について議論

平野裕二（ARC＝Action for the Rights of Children）

国連・子どもの権利委員会は、2002年9月20日（第31会期）、「サービス提供者としての民間セクターおよび子どもの権利の実現におけるその役割」をテーマとする一般的討議を開催した。

子どもの権利条約上、そこに掲げられた権利を確保する最終的責任は、締約国政府、およびその管理下にある公的機関にある。他方、子どもの権利を保障していくうえで民間セクターが大きな役割を現に果たしていることは否定しようのない事実である。

日本でも、児童養護施設や保育所は大半が民営（私立）であるし、教育や保健サービスの提供という点でも民間セクターの占める位置は小さくない。また、とくに発展途上国では、公的機関よりもNGOのほうが子どもたちへのサービス提供に関して中心的な役割を果たしている場合が多いし、とりわけ内戦や自然災害などの緊急事態においてはその傾向が顕著である。グローバル化の進展にともない、多国籍企業等による国境を超えたサービスの自由化も進められようとしている。

このような実態を踏まえ、今年の一般的討議では、子どもの権利保障における民間セクターのあり方について議論が行なわれた。ここでいう「民間セクター」には、営利目的の主体（企業等）も非営利目的の主体（NGO等）も含まれる。

討議は2つの分科会に分かれて行なわれ、その結果を踏まえて、25項目からなる勧告が子どもの権利委員会によって採択された。勧告は、(a)法的義務、(b)締約国に対する勧告、(c)国以外のサービス提供者に対する勧告、(d)一般的勧告の4部に分かれている。

勧告の基本的な考え方は、たとえ民間セクター（「国以外のサービス提供者」）によってサービスが提供される場合であっても、条約上の権利を確保する第一義的責任および法的義務は締約国にあるというものである。

したがって国は、民間のサービス提供者が条約の規定・原則にしたがって行動することを確保するため、適切な基準を定めるとともに、サービス提供者の行動を評価・監視しなければならない。民間のサービス提供者は、条約によって直接拘束されるのではなく、このような国の規制を通じて「間接的義務」を負うことになる。

しかし、民間セクターにも子どもの権利を尊重・確保する「責任」は存在するのであり、サービス提供者みずからも自主規制のしくみを発展させることが必要である。そのため、「倫理綱領またはそれに類する文書」を採択すること、そのような倫理綱領の実施を監視・報告するシステムを確立すること、効果的な苦情申立てのしくみを発展させることなどが求められる。

民間セクターによるサービス提供にあたっては、条約に掲げられた4つの一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達への権利、子どもの意見の尊重）に対してとくに注意が払われなければならない。「第12条から第17条に規定された子ども参加の原則」についても同様である。

また、民間セクターによるサービスについても、利用可能性（availability）、アクセス可能性（accessibility）、受容可能性（acceptability）および質（quality）という4つの要素が満たされなければならない。アクセス可能性はさらに、差別の禁止、物理的アクセス可能性、経済的アクセス可能性および情報のアクセス可能性という4つの要素に細分化される。これらの概念化は、社会権規約委員会が2000年に採択した一般的意見14号（健康に対する権利）に全面的に依拠したものである（同一般的意見の日本語訳については、ヒューライツ大阪『アジア・太平洋人権レビュー2001 ドメスティック・バイオレンスに対する取組みと課題』現代人文社・2001年・152頁以下参照）。

こうした視点は経済改革・金融改革の過程でも貫かれなければならず、こうした改革の結果として、公的機関または民間セクターによる子どもたちへのサービス提供が害されないようにしなければならない。ＩＭＦ（国際通貨基金）や世界銀行をはじめとする国際金融機関は、融資等の交渉にあたって子どもの権利を注意深く考慮すべきである。

以上が勧告の主な内容である。今回の一般的討議においては、民間セクターの役割に関わるさまざまな問題が充分に深められたとはいえず、回答よりも多くの疑問が提出されたと評価せざるをえない。とはいえ、すでに子どものためのサービス提供を相当程度民間セクターに依存している日本にとって、今回の勧告は重要な内容をはらむものである。規制緩和が唱えられるなか、どのようにすればもっともよい形で子どもの権利を保障できるのか、委員会の勧告を踏まえて検討していく必要がある。

◆勧告原文はhttp://www.unhchr.ch/html/menu2/6/crc/doc/days/service.pdfから入手可能。勧告の日本語訳およびより詳細な解説は、子どもの人権連『いんふぉめーしょん　子どもの人権連』に掲載予定。

トピックス：子どもの権利委員会、18人に増員へ

子どもの権利条約は国連の主要人権条約のなかで最大の締約国数を擁するにも関わらず、これまで子どもの権利委員会の活動はわずか10人の委員によって担われてきた。各委員の負担が限界に近づきつつあることから、委員の人数について定めた条約第43条2項の改正が国連総会で承認されたものの、その発効のために必要な128か国（締約国の3分の2）の受託はなかなか得られなかった。

しかし、2002年11月18日、アイルランドが128番目の受託国となったことにより条件は満たされ、改正が発効した（なお、日本はまだ改正を受託していない）。これにより、2003年2月10日、改選対象となる5人に新委員8人を加えた13人を選ぶ締約国選挙が行なわれ、第33会期（2003年5～6月）から委員会は18人体制となる。これによって委員会の作業が効率化され、質のいっそうの改善につながるかどうかはなお未知数だが、委員ひとりひとりの負担が減ることは確実である。

子ども参加を支援するおとなたちへ

～よりよいサポートのためのヒント～〈最終回〉

山本克彦（聖泉短期大学講師、生涯学習研究所SOUP代表）

しばしの連載休止（原稿執筆が滞ってしまった私の責任です）から、数ヶ月が経った。その間に“子ども参加を支援するおとなたち”は、全国各地で試行錯誤を繰り返しながら、子ども参加・参画の実現を目指し、さまざまな努力をしている。“おとなたち”は各地のNPOだけでなく、自治体の取り組み、そしてそれらの協働作業として展開されている。特に、この夏、8月1～2日に兵庫県川西市で開催された『地方自治と子ども施策～自治体シンポジウム2002～』では、全国から多くの実践が寄せられた。その中で、「自治体がすすめる子どもの参加・参画」分科会でも、さまざまな実践報告と、各自治体の課題が確認されている。今回、最終回にあたっては、こうした動きもふまえ、今後の“子ども参加・参画の活動支援”の課題を考えてみたい。まずはこれまでに連載した以下のヒントをもう一度項目のみであげてみよう。詳細はぜひバックナンバーでご確認願いたい。

ヒント1.「子ども参加」は一日にして成らず（活動は継続性を持たせよう）

ヒント2. 支援するおとなを組織化しよう

ヒント3. おとなのスタンスを明確にしよう

ヒント4. 目的と目標を明確にする

ヒント5. プロセスをデザインする

ヒント6. プログラムをデザインする

ヒント7. 体験学習と体験学習法は全然違うということをおとなが理解しよう

ヒント8. 気づく、わかる、かわる、かえる.このプロセスをサポートしよう

ヒント9. 子どもたちが表現することは、すべて正解であると認識しよう

ヒント10.“力”は与えるものではなく、ひきだすものと認識しよう

ヒント11.“ひきだす”ためには常にしかけを考えよう

ヒント12. サポーターシップには“かけひき”が重要である

ヒント13. まずは今一度“子ども観”の問い直しをスタートにしよう

子どもの活動をおとなが企画し、指導するという考え方は、子どもにとって“非参画”の活動でしかないという認識はおとなたちの中に浸透してきている。しかしながら、“わかってはいるけれど、かわっていない”おとなの姿勢や態度がいまだみられる現状がある。たとえば何らかの活動において、「子どもたち自身がやりました」といいつつ、詳細をみると「“子どもたち自身がやる”ようにおとながやらせている」というものも多い。これは子どもたちに仕事を割り当て、おとながやらせるという形であり、非参画からステップアップした参画実現へのプロセスである。もちろん、このプロセスは重要であるが、その先がなければおとなの自己満足にすぎないものとなる。その先への“おとなの勇気、決断”は、“子ども観”の問い直しを必要とするのではないか。この問い直しは、“子どもには無理”、“子どもではできない”、“子どもにはまかせておけない”という“子ども観”から、“子どもはできる”、“子どもにまかせてもだいじょうぶ”、“子どもには力がある”という“子ども観”であり、子どもへの信頼や権利委譲という考えを含むものである。まかせてみることは力を発揮する機会を提供することであり、それは“おとなが子どもに一目おく”機会でもある。自らの“子ども観”に誤りはないか、そのことをおとなが問い直すことからはじめてみよう。

ヒント14. おとなが育たねばならないことに気づき、おとなを育てることに取り組もう

子どもを信頼し、権利委譲できるおとなが育たなければ、子どもの参加・参画は実現しない。“子ども観”を問い直す中から、確信をもって子どもをサポートできるおとなが存在しなくては、子どもの参加・参画の活動は発展しない。子どもたちの“力”はわれわれおとなが“与える”とか“つけさせる”のではなく、“ひきだす”ということであると連載の中で述べたが、その姿勢や態度こそが重要なのである。これはおとな側の意識を変えることであり、とても大きな課題でもある。おとなを育てるには、そのためのトレーニングをどのように進めていくのか、さらには具体的な養成プログラムを確立しなければならない。先駆的にサポータートレーニングを実施している事例から学ぶこと、それを元に地域性や子どもの発達段階に合わせて自らが関わっている活動にアレンジしていくことが求められるのではないか。

ヒント15. 活動を評価し、それを生かし継続することが重要である

子どもの参加・参画の活動実践は全国に広がりをみせている。前述の「自治体がすすめる子どもの参加・参画」分科会でも、実施後の成果や効果についての関心の高さがうかがえた。活動の効果測定にはむずかしい面もあるが、ここではその視点をして、以下の3つをヒントとしてかかげたい。それは①タスク・ゴール（活動の計画における目標が明らかな成果として達成できたか）、②プロセス・ゴール（計画段階から実施の課程を通して、参加者である子どもやスタッフを含む地域のおとなの意識や態度、姿勢がどのような変化を見せたか）、③リレーションシップ・ゴール（実施の課程を通して、子どもとおとな、あるいは行政とNPOなどの力関係や関係性がどのように変化したか）というものである。活動を実施するおとなは、ともするとタスク・ゴールにこだわりがちである。しかしこれらの視点はすべてを達成しようというものではなく、いずれかのゴールに関する成果や変化を、たとえわずかであっても見出すことが重要だといえる。さらには、一つひとつの活動の中に含まれる“おとな側の学び”を抽出し、次へとつなぐこと、継続して取り組むことが大きな意味を持つ。

“子ども参加を支援するおとなたち”は、子どもたちとともに自らが学んでいるということを常に意識していかねばならない。ここまでにあげてきたヒントの数々が少しでも役立つことを願いたい。

子どもの権利条約ネットワーク　2002年度第3回セミナー

草原の風とホーミーにさそわれて

モンゴルのストリートチルドレン

～サロン風の柔らかい雰囲気で開催しました!!～

林　　大介（子どもの権利条約ネットワーク）

今や、全世界で3000万人から1億人はいるといわれるストリートチルドレン。中国北部に位置するモンゴルもその例外ではありません。モンゴルのストリートチルドレンの出現は社会主義崩壊の結果と都市化の進展と言われています。

こうした歴史を踏まえ、今回のセミナーでは、ストリートチルドレンに対するモンゴル政府とユニセフの取り組みの今を、現地で取材してきた好光紀さん（日本ユニセフ協会職員）に報告してもらいました。また、ARC（Action for the Rights of Children）の平野裕二さんからは、子どもの権利保障の視点からストリートチルドレン問題に関する国際的な議論・とりくみの動向を紹介していただきました。

＊好光さん＊

広大な草原が広がり、遊牧などで暮らしている、ということで知られているモンゴル。しかし近年、遊牧では暮らしていけなくなった人々が都会に集まってきたり、都市化がすすんだりして、人口（約253万人）の半分以上が都会で暮らすようになっています。その背景には、モンゴルが社会主義経済から市場経済へ移行したことに伴い多くの国民が混乱に巻き込まれたことにあります。そしてその結果、①貧困家庭が増加し離婚や家庭崩壊が広がった、②政府からの補助金削減によって基礎教育などの社会サービスの質が低下、③貧しいために子どもの養育を放棄したり虐待する保護者が増加、といったことが重なり、モンゴルの都会では今、ストリートチルドレンと呼ばれる子どもたちが増えています。ストリートチルドレンとは、「自分がたべていくために、家族から離れて、路上が生活のすべての場所になっている子どものこと」（当日資料より）のこと。なお、モンゴルのストリートチルドレン（＝「children of street」詳細は下記参照）は約4000人と言われています。

こうした中ユニセフは、政府側のパートナーの国家子ども委員会（NCC）及び社会福祉労働省、国内NGOパートナーの青少年同盟及び子どもの権利センターなどと協力して活動しています。なかでも、1990年に設立された青少年同盟が提唱して学校単位で実施されている「チャイルド　ツー　チャイルド」（子どもから子どもへ）プロジェクトは注目されています。

このプロジェクトには「貧困家庭の友達の支援」「身体障害のある友達への支援」「犯罪を起こす可能性の高いストリートチルドレンへの支援」「虐待、ハンディキャップのある友達への支援」など6つの方針があります。クラスメイトが抱えている問題・悩みに対して、同世代の子どもがその解決、あるいは精神的なサポート、アドバイス、カウンセリングなどに取り組む、というもので効果を挙げています。

『日本では同じクラスの友達からの支援はその友達のプライドを傷つけやすく慎重になりがち』という質問をしたところ『この活動の原点は同情からではなく平等な立場にたっての助け合いをすることであり、この活動を企画した時から友達を含めてその母親と話しあってきたのでプライドを傷つけることはなかった』といった返事があったそうです。

＊平野さん＊

ストリートチルドレンに関しては、1：ストリートチルドレンの保護・支援のアプローチ（刑事司法アプローチ、救貧・福祉アプローチ、エンパワーメント・アプローチ）、2：子どもの権利条約とストリートチルドレン（子どもの権利条約の関連規程、国連・子どもの権利委員会のとらえ方、ストリートチルドレンに対する暴力・殺人行為、その他の国際的動き）、3：条約に書かれていないストリートチルドレンの権利（ジュディス・エニューによるリスト）、といった3つの観点から整理することができます。

また、ストリートチルドレンのとらえ方としては、「children of street」（家も何もないためストリートで生活）と「children on/in street」（家はあるが生活のため＝生活費を稼ぐためにストリートで生活）という2つがあり、それぞれ10%、60%の割合となっている。つまり、好光さんの報告によると約4000人が「children of street」であり、「children on/in street」を合わせたモンゴルのストリートチルドレンの総数は約4万人と言えます。

これまで「ストリートチルドレン」と言うと、「children of street」（家も何もないためストリートで生活）をイメージしていたのですが、「children on/in street」（家はあるが生活のため＝生活費を稼ぐためにストリートで生活）も存在している、ということの指摘には考えさせられました。

▲中央が好光さん、右端が平野さん

参加人数は10名程度でしたが、写真あり、豊富な資料ありで参加者からも好評で、サロン的な雰囲気の中で、ゆっくりと深く、静かに考えることができるセミナーでした。

イベント報告 ②

チャイルドライン全国フォーラム2002から見えてきたもの
—おとなと子どもがよりよい関係を築くためには—

田家文衛（子どもの権利条約ネットワーク）

11月30日・12月1日にお茶の水女子大学で「子ども発・おとな着　～「きこう！子どもの声」～　チャイルドライン全国フォーラム2002」が行われました。1999年1月にチャイルドライン支援センターが設立されて3年10ヶ月が経ちましたが、全国規模のシンポジウムは始めてのことです。北は北海道から南は宮崎までチャイルドラインに関わる人たちが集いました。

今回のシンポジウムの目的は、チャイルドラインの重要性を全国の人に理解してもらうことと同時に、各地のチャイルドラインの受け手や運営体制の強化のための話し合いの2つからなります。11月30日に行われた公開シンポジウムでは、チャイルドライン支援センター代表理事の清川輝基氏が年次報告書の報告で、子どもの声を年間何万も受け止めている機関は全国でもチャイルドラインだけであり、社会での役割は大きいと述べました。

その後、喜多明人教授（早稲田大学）のコーディネートのもと、速水由紀子さん（ジャーナリスト）、早川信夫さん（NHK解説委員）、松本創さん（映画「学校、－15歳」原案。19歳）を迎えたシンポジウムが行われました。松本さんは、「子どもの声を聞くだけではなく、例えば地域で、おとなと子どもが一緒に活動するような場があればいい、そうすればおとなも「おとな」という看板を背負わずに、子どもと横のつながりをつくりやすいのではないか。」と述べました。早川さんは「子どもがおとなを『○○さん』と呼ぶのを聞いて、こういうおとなと子どもの関係をとても新鮮に感じた」と述べました。速水さんは「おとなは、"○○ちゃんのお母さん"等といった看板を背負いやすい。それが子どもと同じ目線で話せる関係を築く上での障害になっているのではないか。」と述べました。喜多先生も、「おとなが看板を背負いやすい点、そのような匿名の関係ばかりでおとな同士がつきあいがちなことは、子どもと正面から向き合おうとするときの支障となりうる」と述べました。

このシンポジウムから見えてきたのは、まずおとなが変わらなければならないということです。それはチャイルドラインの受け手のみなさんが、受け手をやり始めてから自分が大きく変わったということをおっしゃったことに象徴されていると思いました。

イベント報告 ③

報告集 ＝速報版＝

子どもの権利条約フォーラム2002 in ちば
千葉発『Kid's Right's Wave !!』
～子どもと市民の参画で世界は変わる～

2002年12月7日（土）・8日（日）　於：千葉県教育会館大ホール・会議室

千葉で行われた今年は、フォーラム開催ちょうど10回目にあたりました。参加者数は延べ1000人を超え、大盛況でした!!　今号では、フォーラム報告集＝速報版＝として、フォーラム参加者からのホットな感想と、2日間の盛りだくさんなプログラムをいくつか報告します。

堂本知事と若者の対談

内田塔子（子どもの権利条約ネットワーク）

堂本暁子千葉県知事を中央に、両脇にはずらっと10人の子どもたち。子どもたちから堂本知事へ要望・意見が出され、それに堂本知事がひとつひとつ丁寧に答える形でシンポジウムは進んでいった。

まちづくりについての話のところでは、子どもたちから「社会には、大人だけが住んでいるのではない。子どももまた同じように住んでいる。だからもっと子ども・若者の意見も入れたまちづくりをしてほしい。そうすればもっとまちに愛着が持てるようになると思う」といった意見が出された。それを受けて堂本知事は「おとなになると子どもの頃のことをどうしても忘れがちになってしまう。子どもや若者が参加することでおとなが考えつかないようないい案がでる。これがとても大事だということが三番瀬の時にもよくわかった。行政だけで考えて進めるのではなく、子どもや若者、小さい子どもをもつ保護者など、当事者参加が大事だと思う。」と述べた。

大勢の聴衆の前で、物怖じせず、知事に対して堂々と、時に語気を強めて思いを伝えようとする子どもたちの姿、そして子どもたちのどんな言葉にもひとつひと

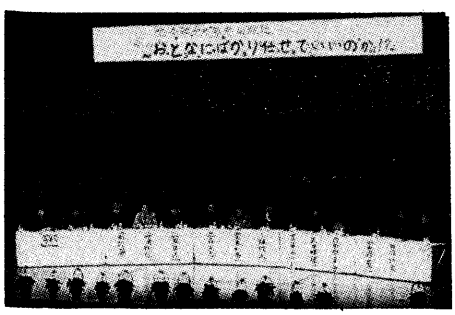

◀堂本知事と若者の対談

つ漏らさず耳を傾け、丁寧に答えていく知事の姿は印象的だった。

ポイントは、おとなと子どもの対話。対話をしていく中では、うまくいく対話もいかない対話もあるだろうが、それでもお互いがお互いをわかりあおうとして対話を積み重ねていくことは、何かしら得るものがあり、わかりあうための最初の一歩になるのだろう。

フォーラムに参加して

唐木優衣（17歳　子どもの権利条約ネットワーク／ユニセフ子どもネット）

今回初めて子どもの権利条約フォーラムに参加して、たくさんの人と出会うことができた。そしてそれと同時に色んな人の姿、とくに自分と同世代の子どもの活躍している姿を見て良い刺激を受けた。堂本知事にいい意味で遠慮せずに言いたいことをどんどん言ったり、ペルーからのゲスト、ナソップの子どもたちが、自分たちの働く権利について語ったり、色々なやり方で自分を表現したり・・・。

2日目は武力紛争と子どもの権利の分科会に参加した。午前中はパレスチナの子どもたちについての報告を聞き、学校に行くのもままならない状況であることや、毎年多くの子どもが殺されていることにとてもショックを受けた。テレビのニュースや新聞からは伝えられていないパレスチナの子どもたちの現実が、実感としてよく伝わってくるお話だった。午後のカンボジアを取材したボイスの報告も、ほとんど報道されないカンボジアの「今」が見えてきて、とても興味深かった。

私は来年受験なので、来年のフォーラムにはいけないと思うけれど、今年子どもとしての最初で最後の参加ができてよかった。とはいっても、今度はおとなとしてこれからもずっと参加したい。毎年色んな人とこのフォーラムを通してつながりを作っていきたいと思っている。

フォーラムに参加しての感想

10年間一昔
すべてが変化するのが当たり前

小林祐也（養護学校職員）

「10年ひと昔」という言葉があるが、このフォーラムも10年もやったのだなぁと感慨深い。大学の会議室を借りた第一回から今では建物全体を使ってしまうイベントになり、さらには各団体の発表や活動紹介の情報交換の場にもなっている。本当にこのフォーラムは懐の深さを改めて感じる。

私は大阪と福岡以外はすべて参加している。自分が参加者というよりスタッフの立場で参加していることが多く、事務的なことから写真撮影まで行なっていた。そうしていると、ふと子ども達の様子が伺えた。初期の頃は、問題を抱え悩み訴えている彼の姿はどこかクールで熱かった。大人の社会に立ち向かい戦おうという意気込みがあり、フォーラムの流れもとことん話し合い、熱く議論を戦わすという傾向があった。分科会もそんなに数も多くなくまだまだ関心や興味がもたれていない現実がそこにはあった。

地道な活動によって子ども達への権利意識の向上が図られているはずであるが、今の日本の現状では、まだまだ程遠いものがある。今後の活動に期待したいが、まず、子供達が持っている芽を育てる活動が急務であるとこの10年でわかってきた。確実にフォーラムから出発し子どもから大人へ成長し自分の道を進む人たちの姿は頼もしい。

今回のフォーラム千葉は幅広い分野からの参加が多く、このイベントに対する力の入れようも違う感じがした。特に最初から最後まで子どもたちか関わり作り上げたこのフォーラムはものすごく新鮮であると共に、エネルギーがみなぎっている彼らが美しかった。

千葉の教育評価が低く感じているのを人々が感じ取っているようだが、連帯感を感じられないのが残念である。わがふるさと青森でも地域によって温度差があるのは歴史的背景から続くものだがそれでも地域としてのつながりはある。

昨今の景気や社会モラルの低下でますます、大人の地位が下がっている。もはや、子ども達はそんな大人の話は聞き難くなるであろう。

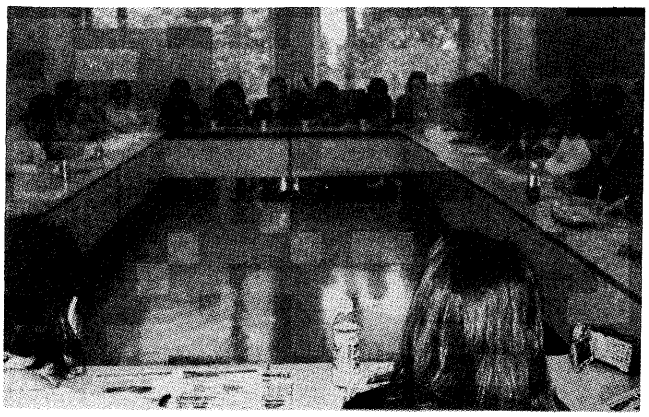

◀第6分科会「子どもの権利実現と教育基本法」

第6分科会

小児科医毛利子来さんと
子育て・教育基本法を学ぶ

―子どもの権利実現と教育基本法―

講演・毛利子来、司会・喜多明人（早稲田大学）、参加人数　約50人

神　陽子（法政大学大学院）

座談会のように進めませんか、と毛利先生が提案したので、終始なごやかな雰囲気の中で教育基本法と11月にだされた中教審によってまとめられた中間報告教育基本法改正案について意見が活発に交わされ、座談会のように進められました。

改正案の個人に対する考え方と日本人のアイデンティティについての問題点について、毛利先生は、学校での行動がおかしいと思われると検査や病院がすすめられる現状をあげ、個性が尊重されていないのではないか、また会場の参加者からは、個性を特別な能力ではない、良い悪いと比較する“普通”にしばられすぎている、ありのままを受けいれるものだ、と個性に対する考え方が出されました。民族を敬うことの強制ともいえる日本人のアイデンティティ等については、子どもへの精神的ストレス、排他的で狭い考え方だと批判の声があがりました。また、毛利先生は、戦前の教育を劇的に変えた教育基本法がまったく審議されずに改正されようとしているだけでなく、改正案は戦前をおもわせる公や愛国心を強調しているが、どうやったらこの動きが止められるかについて考えなければならない、と強く言いました。

今の教育現場では教育基本法がどのようにいかされているか、と質問され、喜多先生は、学校や教育政策でも教育基本法がいかされてはいないし、現場の教師は休みがほとんどなく教育委員会や校長によってもしばられていることで教育がおろそかになってしまい、子どもたちにしわ寄せがいってしまうので、余裕が必要と説明しま

した。一方で、出席していた現場の教師からは、勤務校での子どもの権利条約をいかした学校づくりを紹介しました。そこでは学校を子どもにとっていかにいきいきと活動できる場をつくるかということで先生たちが一体となって取り組み、ノーチャイムや6時間授業がないこと、子どもにとって楽しい場は先生にとっても楽しい場になること、このような学校づくりに校長や教育長も支持していること、教師と子どものパートナーシップがうまくとれていること、などの説明がされると、会場の出席者からは驚きの声があがりました。しかしこのようにうまくすすめられている例は少ない、という指摘もあり、他の教師からは、近代産業に要請される教育が進められて適応の仕方を教える場に学校はなってしまっているという問題があることもあげられました。

障害をもつ子どものお母さんたちから、子どもへの適性就学検査についてや学校の対応の問題があげられ、改正案のたくましい日本人像はさらに差別を助長する可能性があること、個別のニーズにこたえる包括的な教育をする場として学校はあるべきこと、学力や能力の考え方について考え直す必要があること、などが話し合われました。

さまざまな立場の方々が出席していたことから、教育についてさまざまな方面への改革が必要なこと、また改正案のはらむ危険は、どの立場の人たちにとっても危機的なものであること、が認識されました。最後に、教育基本法は、教育をつくる気持ちにならなければいっていけないので、ただ受身になるのではなく、地域の教育をつくっていくことに全ての人が参加していかなければならない、として会はしめくくられました。

▶第7分科会「語り場」

第7分科会

＜語り場＞報告

小林祐也（養護学校職員）

フォーラムの分科会は、専門分野に分かれ細分化される傾向にあるので、選択肢はいくらでもあるが、敷居が高そうだったり分かり難かったりする部分が多かった。第7分科会「語り場」は、そのような難しそうな話は一切抜きに語るものになった。私は午後から参加したが、午前中は10人程度が参加していたという。座敷でお茶を飲みながら語り合うこの光景はなんとも暖かく「ほっ」とする空間になった。本来ならば、こんな当たり前の空間がどこにでもあったはずなのに。

地元ネタから、広いありとあらゆる分野について語った感じがした。特に、地元ネタは私達にはとても新鮮で、聞いて楽しかった。一人が、「みんなで権利、権利と言うけど、権利って何？と思うことがある」と語った時、権利についての語りが、社会では不十分であることに気づかされた。この点は、今後の課題になるであろう。このようなことに気づくことができる「語り場」は、今後とも存在して欲しいと思った。

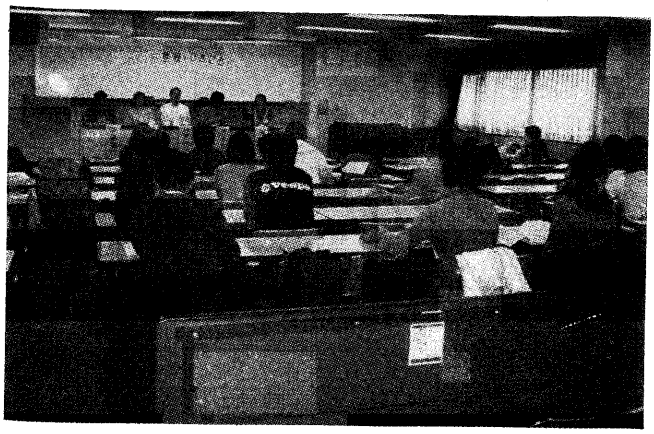
◀第8分科会「OK！不登校・引きこもり」

第8分科会

＜シンポジウム—OK！不登校・引きこもり—＞報告

内田塔子（子どもの権利条約ネットワーク）

不登校が珍しくなくなってきた昨今でも、子どもは学校に行くのが当然とする社会通念が支配的な状況にあっては、学校に行かない選択をした子どもにとって、今の社会はとても住みにくい。不登校を体験したというシンポジストの松島さん（20歳）によれば、不登校でつらいのは、「学校に行かなくなる前ではなく、行かなくなった後」だという。学校のある時間帯に家の外にでると、周囲が「なぜこの子どもは学校に行っていないのか」という奇異の目を向けてくる。学校が終わった時間帯であれば、今度は下校後の学校の友達に会うかもしれない。それで、家の外に出るのがいやになり、家にこもらざるをえなくなる。しかもそんなときに家の中で親にまで「学校に行くのがつらいの？」と聞かれたりすると、聞かれることがまた苦痛になり、自分の部屋の外にすら出るのがいやになって引きこもったりする。このように、学校に行かない選択をした後、安心して居られる場所が、どんどん少なくなっていき、とてもつらいのだ、という説明があった。松島さんは「家の中だけは、せめて居心地よくあってほしい。親は最後まで子どもの味方であってほしい」と述べて、不登校の子どもをもつ親には、常に子どもへ寄り添い続けてもらいたいと話した。

不登校の子どもたちが、安心して生きられるためには、不登校とは特別なものではなく、いたって普通のものとして認められるような地域社会に変わっていく必要があることを強く思わされた分科会だった。

お知らせ

☆子どもの権利条約ネットワーク主催　ファシリテーター養成講座2003☆

子どもの自主的な参加、諸活動を支える ファシリテーター養成講座2003

この講座は、子どもの権利の視点に基づいた子ども参加を支えるファシリテーターを養成することを目的とします。地域・NPO・学校・自治体関係者など子どもに関係するあらゆるおとなの参加を歓迎します！

場　所：みなとNPOハウス（六本木駅徒歩１分）　　定員：先着25名（１月中旬より受付開始）

受講料：おとな一般　10000円（5回分・資料代含む）／**おとな会員　8000円**（同）

学生一般　10000円（5回分・資料代含む）／**学生会員無料**（同）※絶対に参加したい！18才未満の方は相談してください。

【講座プログラム（予定、敬称略）】

日程	3月1日（土）理論Ⅰ		3月2日（日）理論Ⅱ		3月23日(日) 実践Ⅰ	3月29日(土) 実践Ⅱ	3月30日（日）
時間	10:30−12:30	13:30−15:30	10:30−12:30	13:30−15:30	10:30−15:30	15:00−17:00（予定）	10:30−12:30
内容	「子どもの参加をどう支えるか」	「世界の子ども参加の動き」	「子ども参加の学校づくり」	「いのちの現場から：子どもに寄り添う」	「子ども参加のデザイン」	「ファシリテーターをやってみよう！」	「ふりかえり」
講師／ファシリテーター	**喜多　明人**（子どもの権利条約ネットワーク代表・早稲田大学教授）	**平野　裕二**（ARC代表）	**伊藤　義明**（北海道・幕別町立札内北小学校教諭、予定）	**西野　博之**（フリースペースたまりば）	**安部　芳絵**（子ども参加ファシリテーター）＆**横浜会議チーム**	**養成講座参加者のみなさん**	**安部　芳絵**（子ども参加ファシリテーター）

☆詳しいチラシ、講座内容をご希望の方は、子どもの権利条約ネットワークE-mail：ncrc@abeam.ocn.ne.jpもしくは電話&Fax：03 - 3746 - 0744までお問い合わせ下さい ♪１月中旬より受付開始。詳細はウェブサイトwww6.ocn.ne.jp/~ncrcでもお知らせします。

**** 子どもの権利条約ネットワーク・メールニュース創刊！ ****

子どもの権利条約ネットワーク（以下、CRCネット）では、以下のようなコンテンツでメールニュースを発信しています。（毎月1日発行予定）ここだけでしか入手できない情報が多数ありますので、是非ご登録ください！

お問い合わせ、お申し込みは、TEL/FAX　03-3746-0744　E-mail ncrc_news@hotmail.comまでお願いいたします。

▣Contents

【Hot Topics】----CRCネットからの最新情報
1：「入会キャンペーン」を実施します！
2：「子どもの権利条約フォーラム2002 in ちば」企画内容が出揃いました！

【News Letter】---「ニュースレター・子どもの権利条約」からお薦めトピック
1：掲載記事（バックナンバー）紹介

【Let's join us！】---イベント情報の案内・報告
1：第3回セミナー「草原の風とホーミーにさそわれて〜モンゴルのストリートチルドレン」終了しました！

【Voice】---------投稿・寄稿コーナー　※投稿をお待ちしています

【Information】----Web更新情報、その他お知らせなど
1：みなとNPOハウス・オープニング記念イベント開催
2：メールニュース購読者が100名を超えました

【Message】------メールニュース編集部より

「子どもの権利研究」

創刊号特集　子どもの権利の総合的保障と学際研究

"実践的子どもの権利学"への道
＊子どもの参加の権利研究の到達点と課題
＊自治体子ども施策と子どもの権利研究
＊司法から見た子どもの権利・人権研究の課題
＊ヤヌシュ・コルチャックの子どもの権利思想
＊アメリカの生徒の権利　少年事件調査制度　親の養育責任と少子化
判例研究　＊最高裁学力テスト事件判決　＊箱ブランコ事故判決
調査研究　＊中学生「学習権」調査　＊自治体「子ども総合調査」
＊日弁連「少年・保護者聴き取り調査」
国連・子ども特別総会に見る「子どもの権利」の争点
文献研究　井上著『子どもの権利ノート』など

子どもの権利研究文献目録（教育学・法学・福祉学などの総合目録）
＊情報コーナー　新刊紹介　自由論文投稿要項

■研究所頒価（郵送料込み価格）　創刊号　2,000円
■年間定期購読（年2回）　4,000円（送料込み）
郵便振替00150−3−164280　口座名称　子どもの権利条約総合研究所
郵便振込み申し込みで直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

研究所事務所：〒152-0034　東京都目黒区緑が丘2-6-1　喜多明人宛
研究所分室（水曜日開設）TEL・FAX 03-5286-3595　E-Mail：crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.65

2002年12月20日発行

★発　行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F
TEL&FAX　03-3746-0744
（事務所受付時間／火・金12:00〜17:00）
ホームページ
http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/
Eメール　ncrc@abeam.ocn.ne.jp
★発行人　喜多明人
★編集人　内田塔子
★年会費　5000円　学生3000円
18歳未満1000円
定期購読4000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印　刷　㈱第一プリント